

国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(前 略)</p> <p>(統括管理責任者及び副統括管理責任者)</p> <p>第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、実務上、本学を統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、研究担当の理事をもって充てる。</p> <p>2 前項の統括管理責任者を補佐するため、副統括管理責任者を置き、<u>財務担当の理事をもって充てる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(組織体制)</p> <p>第8条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室（以下「不正防止計画推進室」という。）を置く。</p> <p>2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 統括管理責任者 <u>(不正防止計画推進室長)</u></p> <p>(2) 副統括管理責任者 <u>(不正防止計画推進室副室長)</u></p> <p>(3) 総務担当の理事</p> <p>(4) 産官学連携担当の理事</p> <p>(5) 法務・コンプライアンス担当の副学長</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) 財務部長</p> <p>(8) 研究推進部長</p> <p>(9) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員若干名</p> <p>(10) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者 若干名</p> <p>$\frac{3}{4}$ } (略)</p> <p>(後 略)</p> | <p>(統括管理責任者及び副統括管理責任者)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の統括管理責任者を補佐するため、副統括管理責任者を置き、<u>理事又は副学長のうちから統括管理責任者が指名する。</u></p> <p>(組織体制)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 統括管理責任者</p> <p>(2) 副統括管理責任者</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>3 <u>不正防止計画推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>不正防止計画推進室に副室長を置き、副統括管理責任者のうちから統括管理責任者が指名する。</u></p> <p>$\frac{5}{6}$ } (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> |